

複合交流拠点施設を視察しました。

令和5年12月に市議会で、複合交流拠点施設の建設現場を視察しました。

視察では、工事概要や今後の工事計画の説明を受けるとともに、1階から屋上まで各フロアを見学しました。

なお、開館予定は、令和7年春となっております。



地方議会の役割及び議員の職務が明確化されました

令和5年5月8日、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が公布されました。

法改正前

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

法改正後



地方自治法 第八十九条が以下のとおり改正されました。

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

- ②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- ③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

住民の地方議員への関心・理解を深め、女性や若者、会社員など多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現の契機に！